

イノシシ被害防止対策について

市では、イノシシ等による農作物等への被害を軽減するために、有害鳥獣捕獲隊による捕獲活動や被害防止対策に関する補助事業を実施しています。

イノシシ等による農作物被害等にお困りの方は、農林振興課までお問い合わせください。

イノシシ捕獲頭数について

		大宮地域	山方地域	美和地域	緒川地域	御前山地域	合計
平成30年度	有害鳥獣捕獲期間 (4/15～11/14)	143	92	84	50	62	431
	狩猟期間 (11/15～3/31)	99	195	143	105	84	626
	年間合計	242	287	227	155	146	1,057
令和元年度	有害鳥獣捕獲期間 (4/1～11/14)	113	132	164	77	123	609
	狩猟期間 (11/15～3/31)	154	222	258	117	115	866
	年間合計	267	354	422	194	238	1,475

有害鳥獣捕獲期間…市が委託した捕獲隊が有害鳥獣捕獲活動をする期間。

狩 猟 期 間…狩猟免許取得者かつ茨城県狩猟者登録をした方が狩猟を行える期間。

イノシシ被害防止対策の補助事業について

有害鳥獣被害防止対策設備購入補助金	狩猟免許取得助成金
<p>【電気牧柵等の資材購入費補助金】</p> <p>○補助対象となる方（全てに当てはまる方）</p> <p>(1)市内で、有害鳥獣による被害を受けるおそれのある農地を所有または耕作する方</p> <p>(2)市内に住所を有する方</p> <p>(3)市税等の滞納がない方</p> <p>○補助金の額について</p> <p>・個人の場合：資材購入費用の2分の1以内 【上限：30,000円】</p> <p>・団体の場合：資材購入費用の2分の1以内 【上限：35,000円×構成員数】</p>	<p>【狩猟免許取得に要する経費の助成】</p> <p>○助成対象となる方（全てに当てはまる方）</p> <p>(1)第1種銃猟免許またはわな猟免許を新たに取得した方</p> <p>(2)市内に住所を有する方</p> <p>(3)市税等の滞納がない方</p> <p>○助成金の額について</p> <p>・第1種銃猟免許 25,000円 (猟銃の所持許可に要する経費を含む)</p> <p>・わな猟免許 かかった経費の2分の1以内 (申請手数料/診断書発行手数料/予備講習会受講料が対象経費)</p>

問 本庁 農林振興課農業畜産G ☎52-1111 内線206
 山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2121 美支 総合窓口・地域振興G ☎58-2111
 緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111 御支 総合窓口・地域振興G ☎55-2111